

関税率表解説改正（案）

新	旧
<p>29.36 プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>号の解説 2936.90号</p> <p><u>この号には、2以上のビタミンの誘導体の混合物を含む。例えば、あらかじめ決められた混合比率のD-パントラクトン、3-アミノ-1-プロパノール及び3-エトキシプロピルアミンの反応である化学合成により得られるD-パントテノールエチルエーテル及びデクspanテノールの混合物は、「その他のもの」として第2936.90号に分類され、混合されていないD-又はDL-パントテン酸の誘導体（2936.24）には分類されない。</u></p>	<p>29.36 プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 規 ）</p>

関税率表解説改正（案）

新	旧
<p>29.41 抗生物質</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>抗生物質は、生きた微生物によって分泌される物質で、他の微生物を死滅させ又は成長を抑制する効果を有する物質である。これらは、主として病原微生物、特にバクテリア、菌又は時として腫瘍に対する強い抑制作用があるため使用される。抗生物質は数マイクログラム/ml の血中濃度で効果がある。</p> <p>抗生物質は、単一の物質又はその関連物質の混合物から成っており、その化学構造がまったく不明なものがあり、また、確定しているものもある。抗生物質は、化学的にみた場合種々のものがあり、次の物品を含む。</p> <p>(1) 複素環式のもの：例えば、ノボピオシン、セファロスポリネ類、ストレプトスライシン、ファロペナム (INN)、ドリペナム (INN)、モノバクタム類 (例えば、アズトレナム (INN)) がある。この種のもので最も重要なものはペニシリン類で、ペニシリウム属の各種のかびによって分泌される。この種類にはプロカインペニシリンも含む。</p> <p>(2) 糖に関連するもの：例えば、ストレプトマイシンがある。</p> <p>(3) テトラサイクリン類及びその誘導体：例えば、クロルテトラサイクリン (chlor tetracycline (INN))、オキシテトラサイクリン (oxytetracycline (INN)) がある。</p> <p>(4) クロラムフェニコール及びその誘導体 (例えば、チアンフェニコール及びフロルフエニコール)</p> <p>(5) マクロライド類：例えば、エリスロマイシン、アンホテリシン B、タイロシンがある</p> <p>(6) ポリペプチド類：例えば、アクチノマイシン類、バシトラシン、グラミジン類、チロシジンがある。</p> <p>(7) その他の抗生物質：例えば、ザルコマイシン、パイコマイシンがある。</p> <p><u>この項において、誘導体とは、この項の化合物から得られ、母体化合物の本質的特徴（基本化学構造を含む）を保持した活性な抗生物質化合物をいう。</u></p> <p>この項には、また、抗生物質として使用される化学的に変性した抗生物質を含む。これらは、微生物の自然の成長によって生産される成分を分離し、次の化学反応によって構造を変性する方法、さらに成長培地に側鎖鎖前駆体を加える方法によって製造される。その</p>	<p>29.41 抗生物質</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>抗生物質は、生きた微生物によって分泌される物質で、他の微生物を死滅させ又は成長を抑制する効果を有する物質である。これらは、主として病原微生物、特にバクテリア、菌又は時として腫瘍に対する強い抑制作用があるため使用される。抗生物質は数マイクログラム/ml の血中濃度で効果がある。</p> <p>抗生物質は、単一の物質又はその関連物質の混合物から成っており、その化学構造がまったく不明なものがあり、また、確定しているものもある。抗生物質は、化学的にみた場合種々のものがあり、次の物品を含む。</p> <p>(1) 複素環式のもの：例えば、ノボピオシン、セファロスポリネ類、ストレプトスライシン、ファロペナム (INN)、ドリペナム (INN)、モノバクタム類 (例えば、アズトレナム (INN)) がある。この種のもので最も重要なものはペニシリン類で、ペニシリウム属の各種のかびによって分泌される。この種類にはプロカインペニシリンも含む。</p> <p>(2) 糖に関連するもの：例えば、ストレプトマイシンがある。</p> <p>(3) テトラサイクリン類及びその誘導体：例えば、クロルテトラサイクリン (chlor tetracycline (INN))、オキシテトラサイクリン (oxytetracycline (INN)) がある。</p> <p>(4) クロラムフェニコール及びその誘導体 (例えば、チアンフェニコール及びフロルフエニコール)</p> <p>(5) マクロライド類：例えば、エリスロマイシン、アンホテリシン B、タイロシンがある</p> <p>(6) ポリペプチド類：例えば、アクチノマイシン類、バシトラシン、グラミジン類、チロシジンがある。</p> <p>(7) その他の抗生物質：例えば、ザルコマイシン、パイコマイシンがある。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 規 ）</p> <p>この項には、また、抗生物質として使用される化学的に変性した抗生物質を含む。これらは、微生物の自然の成長によって生産される成分を分離し、次の化学反応によって構造を変性する方法、さらに成長培地に側鎖鎖前駆体を加える方法によって製造される。その</p>

関税率表解説改正（案）

新	旧
<p>結果、細胞法（半合成ペニシリン）又は生合成（例えば、ある種のアミノ酸から作られるペニシリン）によって、所望の基が分子に結合する。</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>号の解説 2941.10号 この号には、すべてのペニシリン類を含む。すなわち、アミノ - (4 - カルボキシ - 5 , 5 - ジメチルチアゾリジン - 2 - イル) 酢酸の - ラクタム化合物 (ラクタム環のアミン官能基は有機酸とアミド結合で結合したものであるペニン (6 - アミノペニシラン酸) 骨格を分子中に含むすべての活性な抗生物質を含む。これらの有機酸の構造、塩の形成又はその他のチアゾリジン環のカルボキシル基上の置換は、分類に影響を及ぼさない。ただし、ペニン基本構造 (骨格) は変性されてはならない。</p> <p><u>この号には、アンピシリン (INN) 、アモキシシリン (INN) 、タランピシリン (INN) を含む。</u></p> <p><u>しかしながら、この号は、セファロスポリン類 (例えば、セファゾリン (INN) 、セファクロル (INN)) 、セファマイシン類 (例えば、セフォキシチン (INN)) 、オキサセフェム類、ペネム類、カルバペネム類等のような - ラクタム環を含むその他の抗生物質を除く。</u></p> <p><u>2941.20号</u> <u>ストレプトマイシンの誘導体は、ストレプトマイシン骨格の構成要素 (5 - デオキシリキソースに結合するストレプトチジン及びメチルグルコサミン) すべてを分子中の構造に含む活性な抗生物質である。いかなる場所にエステル及びグリコシドがあっても誘導体と認められる。</u></p> <p><u>この号には、ジヒドロストレプトマイシン (INN) 及びストレプトニアジド (INN) を含む。しかしながら、ストレプトチジンの2個のアミジノ基を保持していないブルエンソマイシン (INN) や、ネオマイシン (INN) のような、ストレプトアミンの誘導体を含むその他のアミドグリコシド類は、ストレプトマイシンの誘導体とはみなされない。</u></p> <p><u>2941.30号</u> <u>テトラサイクリンの誘導体は、部分的に水素添加したテトラサイクリン骨格の4 - ジメチルアミノ - ナフタセン - 2 - カルボキシアミドを分子中に含む活性な抗生物質である。エステルは、また誘導体と認められる。</u></p> <p><u>この号は、クロロテトラサイクリン (INN) 及びロリテトラサイクリン (INN) を含む。しかしながら、アクラルピシン (INN) 及びドキシソルピシン (INN) のような</u></p>	<p>結果、細胞法（半合成ペニシリン）又は生合成（例えば、ある種のアミノ酸から作られるペニシリン）によって、所望の基が分子に結合する。</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>号の解説 2941.10号 この号には、すべてのペニシリン類を含む。すなわち、アミノ - (4 - カルボキシ - 5 , 5 - ジメチルチアゾリジン - 2 - イル) 酢酸の - ラクタム化合物 (ラクタム環のアミン官能基は有機酸とアミド結合で結合したものであるペニン (6 - アミノペニシラン酸) 骨格を分子中に含むすべての活性な抗生物質を含む。これらの有機酸の構造、塩の形成又はその他のチアゾリジン環のカルボキシル基上の置換は、分類に影響を及ぼさない。ただし、ペニン基本構造 (骨格) は変性されてはならない。</p> <p style="text-align: right;">（ 新 規 ）</p> <p style="text-align: right;">（ 新 規 ）</p> <p style="text-align: right;">（ 新 規 ）</p> <p style="text-align: right;">（ 新 規 ）</p>

関税率表解説改正（案）

新	旧
<p>「ルピシン」タイプのアントラサイクリンは、テトラサイクリンの誘導体と認められない。</p> <p><u>2941.40号</u> <u>クロラムフェニコールの誘導体は、クロラムフェニコール骨格のN-(2-ヒドロキシ-1-メチル-2-フェネチル)アセタミドを分子中に含む活性な抗生物質である。</u> <u>この号には、チアンフェニコール(INN)及びフロルフェニコール(INN)を含む。しかしながら、セトフェニコール(INN)は、抗菌的に活性ではないためこのグループに属さない。</u></p> <p><u>2941.50号</u> <u>エリスロマイシンの誘導体は、エリスロマイシン骨格の構成要素(デソスアミン及びミカロース(又はクラディノース)と結合する13-エチル-13-トリデカノリド)を分子中に含む活性な抗生物質である。エステルは、また誘導体と認められる。</u> <u>この号は、クラリスロマイシン(INN)及びジリスロマイシン(INN)を含む。しかしながら、15員環を含むアジスロマイシン(INN)及びクラディノース又はミカロースを含まないピクロマイシンは、エリスロマイシンの誘導体とはみなされない。</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

関税率表解説改正（案）

新	旧
<p>34.07 モデリングペースト（児童用のものを含む。）歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄（てい）状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに焼いた石膏（こう）又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用の調製品</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>(A) （ 省 略 ）</p> <p>(B) （ 省 略 ）</p> <p>(C) 焼いた石膏（こう）又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用調製品 この項には、通常、全重量の2%以上の添加剤を含有するプラスターをもととした歯科用の調製品を含む。許容される添加剤は、白色剤としての二酸化チタン、着色剤、けいそう土、デキストリン及びメラミン樹脂である。それらは、また促進剤又は遅延剤を含むことがある。 <u>歯科用のこれらの製品は、一般的に、重量比で25%以上の - 硫酸カルシウム 1 / 2 水和物を含んでいるが、又は、大部分が - 硫酸カルシウム 1 / 2 水和物であり、これは、天然には存在せず、例えば、高純度の硫酸カルシウム 2 水和物を含む石膏（こう）沈殿物の脱水により得ることができる。</u> この物品は、歯の形取り用、模型用その他の歯科用に使用され、形状又は状態にかかわらずこの項に属する。 これらの調製品は、少量の促進剤又は遅延剤のみを加えたプラスターと混同してはならない（25.20）。</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p>	<p>34.07 モデリングペースト（児童用のものを含む。）歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄（てい）状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに焼いた石膏（こう）又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用の調製品</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>(A) （ 省 略 ）</p> <p>(B) （ 省 略 ）</p> <p>(C) 焼いた石膏（こう）又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用調製品 この項には、通常、全重量の2%以上の添加剤を含有するプラスターをもととした歯科用の調製品を含む。許容される添加剤は、白色剤としての二酸化チタン、着色剤、けいそう土、デキストリン及びメラミン樹脂である。それらは、また促進剤又は遅延剤を含むことがある。</p> <p style="text-align: center;"><u>（ 新 規 ）</u></p> <p>この物品は、歯の形取り用、模型用その他の歯科用に使用され、形状又は状態にかかわらずこの項に属する。 これらの調製品は、少量の促進剤又は遅延剤のみを加えたプラスターと混同してはならない（25.20）。</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p>

関税率表解説改正（案）

新	旧
<p>42.02 旅行用バッグ、断熱加工された飲食用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、特掲された物品その他これに類する容器のみを含む。</p> <p>これらの容器には、硬いもの若しくは硬い基体をいれたもの又は柔らかくて基体がないものがある。</p> <p>この類の注1及び注2の除外例を除き、この項の後半の部分（「及び」以下の部分）に含まれることとなる物品は、いかなる材料であってもよい。当該部分中「これらに類する容器」には、帽子箱、カメラの付属品のケース、弾薬入れ、狩猟用又はキャンプ用のナイフのさや、工具箱及びケースで、個々の工具（付属品を有するか有しないかを問わない。）を収めるために特別に成形され又は内部に取り付けられたもの等が含まれる。</p> <p>一方、この項の前半の部分に含まれることとなる物品は、項に記載された材料から製造し又全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙（基体は木材、金属等）で被覆したものに限る。<u>この場合「革製又はコンポジションレザー製」には、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーが含まれる。</u>当該部分中「これらに類する容器」には、札入れ、文房具箱、ペンケース、切符入れ、針入れ、キーケース、シガーケース、パイプケース、工具及び宝石入れ、靴用ケース、ブラシケース等が含まれる。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>42.02 旅行用バッグ、断熱加工された飲食用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、特掲された物品その他これに類する容器のみを含む。</p> <p>これらの容器には、硬いもの若しくは硬い基体をいれたもの又は柔らかくて基体がないものがある。</p> <p>この類の注1及び注2の除外例を除き、この項の後半の部分（「及び」以下の部分）に含まれることとなる物品は、いかなる材料であってもよい。当該部分中「これらに類する容器」には、帽子箱、カメラの付属品のケース、弾薬入れ、狩猟用又はキャンプ用のナイフのさや、工具箱及びケースで、個々の工具（付属品を有するか有しないかを問わない。）を収めるために特別に成形され又は内部に取り付けられたもの等が含まれる。</p> <p>一方、この項の前半の部分に含まれることとなる物品は、項に記載された材料から製造し又全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙（基体は木材、金属等）で被覆したものに限る。当該部分中「これらに類する容器」には、札入れ、文房具箱、ペンケース、切符入れ、針入れ、キーケース、シガーケース、パイプケース、工具及び宝石入れ、靴用ケース、ブラシケース等が含まれる。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>

関税率表解説改正（案）

新	旧
<p>73.12 鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)（ 省 略 ）</p> <p>(b)（ 省 略 ）</p> <p>(c) プレーキケーブル、アクセルケーブルその他これらに類するケーブルで、87 類の乗物用に適するもの</p>	<p>73.12 鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)（ 省 略 ）</p> <p>(b)（ 省 略 ）</p> <p>(c) プレーキケーブル、アクセルケーブルその他これらに類するケーブルで、87 類の自動車用に適するもの</p>

関税率表解説改正（案）

新	旧
<p>83.06 卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡</p> <p>(A) ベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。） これらには、卑金属製の電気式でないベル及びゴングを含む。これらには礼拝場、学校、集会所、工場、船、消防車等に使用するベル、ドア用ベル、卓上ベル、ハンドベル、牛その他の動物に取り付けるベル、自転車、スクーター、乳母車、<u>魚釣具に使用するベル（外付けのクランプ、クリップその他の器具に取り付けられたものを除く。）</u>、ドアチャイム、卓上ゴング等、観光みやげ用として装飾したベルを含む。 この項には、また、金属製部分品、例えば、ベルの舌、ハンドル及びドーム（電気式ベルその他のベルに共通して使用されるものを含む。）又は電気式でない卓上用又はドア用のベルの金属製の押しボタン及びターンキーを含む。</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略) (b) (省 略) (c) (省 略) (d) (省 略) (e) (省 略) (f) ベル付きの物品。例えば、犬用の首輪（42.01）、ある種の楽器（例えば、タンバリン、92類）、<u>がん具（95.03）及び外付けのクランプ、クリップその他の器具に取り付けられた釣りざお用のベル（95.07）</u></p> <p>(B) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>83.06 卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡</p> <p>(A) ベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。） これらには、卑金属製の電気式でないベル及びゴングを含む。これらには礼拝場、学校、集会所、工場、船、消防車等に使用するベル、ドア用ベル、卓上ベル、ハンドベル、牛その他の動物に取り付けるベル、自転車、スクーター、乳母車又は<u>魚釣具に使用するベル、ドアチャイム、卓上ゴング等、観光みやげ用として装飾したベルを含む。</u> この項には、また、金属製部分品、例えば、ベルの舌、ハンドル及びドーム（電気式ベルその他のベルに共通して使用されるものを含む。）又は電気式でない卓上用又はドア用のベルの金属製の押しボタン及びターンキーを含む。</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略) (b) (省 略) (c) (省 略) (d) (省 略) (e) (省 略) (f) ベル付きの物品。例えば、犬用の首輪（42.01）、ある種の楽器（例えば、タンバリン、92類）<u>及びがん具（95.03）</u></p> <p>(B) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>

関税率表解説改正（案）

新	旧
<p>84.24 噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器</p> <p>この項には、蒸気、液体又は固体（例えば、砂、粉、粒、砂利又は金属研磨材）の噴射用、散布用又は噴霧用の機器を含む。 <u>ただし、この項には、種々の材質（例えば、石、複合材、ゴム、ガラス、金属）を精密に切断するよう設計された、ウォータージェット切断機械（water-jet cutting machine）又はウォーターアブラシブジェット切断機械（water-abrasive-jet cutting machine）を含まない。これらの機械は、一般的に、音速の2倍から3倍の速度で、水又は微細な研磨剤を混合した水の細流を3,000気圧から4,000気圧の圧力にして操作される（84.79）。</u></p> <p>(A) (省略) (B) (省略) (C) (省略) (D) (省略) (E) (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>84.24 噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器</p> <p>この項には、蒸気、液体又は固体（例えば、砂、粉、粒、砂利又は金属研磨材）の噴射用、散布用又は噴霧用の機器を含む。</p> <p>(A) (省略) (B) (省略) (C) (省略) (D) (省略) (E) (省略)</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正（案）

新	旧
<p>84.79 機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>（ ）（ 省 略 ） （ ）（ 省 略 ）</p> <p>（ ）その他の種々の機械類 このグループには、次の物品を含む。 （ 1 ） - （ 31 ）（ 省 略 ）</p> <p><u>（ 32 ）ウォータージェット切断機械（Water-jet cutting machines）及びウォーターアブラシブジェット切断機械（water-abrasive-jet cutting machines）：これらは、一般的に、音速の2倍から3倍の速さで、水又は微細な研磨剤を混合した水の細流を用いて、材質を切断するよう設計された機械である。これらは、3,000気圧から4,000気圧の圧力により操作され、種々の材質に、多種の精密な切断を施すことができる。ウォータージェット切断機械は、一般的に、柔らかい材質（ラバーフォーム（form）、軟質ゴム、ガスケット材、箔等）に使用される。ウォーターアブラシブジェット切断機械は、一般的に、硬い材質（工具鋼、硬質ゴム、複合材、石、ガラス、アルミニウム、ステンレス鋼等）に使用される。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p>	<p>84.79 機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>（ ）（ 省 略 ） （ ）（ 省 略 ）</p> <p>（ ）その他の種々の機械類 このグループには、次の物品を含む。 （ 1 ） - （ 31 ）（ 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 規 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p>

関税率表解説改正（案）

新	旧
<p>第 17 部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>総説</p> <p>（ ）（ 省 略 ） （ ）（ 省 略 ） （ ）（ 省 略 ）</p> <p>（ A ）17 部の注 2 の規定により除外される部分品及び附属品 （ 1 ）（ 省 略 ）</p> <p>（ 2 ）15 部の注 2 のはん用性の部分品。例えば、ケーブル、鎖（特定の長さに切つてあるかないか及び端に取付具を有するか有しないかを問わないものとし、87 類の乗物に適するブレーキ、ケーブル、アクセルケーブルその他これらに類するケーブルを除く。）、くぎ、ボルトナット、ワッシャー、コッター、コッターピン及びばね（車両用の板ばねを含む。）（卑金属製の物品は 73 類から 76 類まで又は 78 類から 81 類までに属し、プラスチック製のこれに類する物品は 39 類に属する。）並びに錠、車両用の取付具及び支持具（例えば、装飾用のビーズストリップで製品にしたもの、ヒンジ、ドアの取手、支え棒、足掛け及び窓開閉装置）、ナンバープレート、国籍プレート等（卑金属製の物品は 83 類に属し、プラスチック製のこれに類する物品は 39 類に属する。）</p> <p>（ 3 ） - （ 12 ）（ 省 略 ）</p> <p>（ B ）（ 省 略 ） （ C ）（ 省 略 ）</p>	<p>第 17 部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>総説</p> <p>（ ）（ 省 略 ） （ ）（ 省 略 ） （ ）（ 省 略 ）</p> <p>（ A ）17 部の注 2 の規定により除外される部分品及び附属品 （ 1 ）（ 省 略 ）</p> <p>（ 2 ）15 部の注 2 のはん用性の部分品。例えば、ケーブル、鎖（特定の長さに切つてあるかないか及び端に取付具を有するか有しないかを問わないものとし、87 類の自動車に適するブレーキ、ケーブル、アクセルケーブルその他これらに類するケーブルを除く。）、くぎ、ボルトナット、ワッシャー、コッター、コッターピン及びばね（車両用の板ばねを含む。）（卑金属製の物品は 73 類から 76 類まで又は 78 類から 81 類までに属し、プラスチック製のこれに類する物品は 39 類に属する。）並びに錠、車両用の取付具及び支持具（例えば、装飾用のビーズストリップで製品にしたもの、ヒンジ、ドアの取手、支え棒、足掛け及び窓開閉装置）、ナンバープレート、国籍プレート等（卑金属製の物品は 83 類に属し、プラスチック製のこれに類する物品は 39 類に属する。）</p> <p>（ 3 ） - （ 12 ）（ 省 略 ）</p> <p>（ B ）（ 省 略 ） （ C ）（ 省 略 ）</p>

関税率表解説改正（案）

新	旧
<p>95.07 釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおとり具（第 92.08 項又は第 97.05 項のものを除く。）その他これに類する狩猟用具</p> <p>(1) (省 略) (2) (省 略)</p> <p>(3) 釣りざお及び魚釣用具：釣りざおは、各種の寸法及び各種の材料（竹、木、金属、ガラス繊維、プラスチック等）製のものがあり、1 本のものと継ぐものがある。魚釣用具には、次の物品を含む。すなわち、リール、リール取付具、擬似餌（例えば、模造の魚、毛ばり、昆虫及び毛虫）、擬似餌を付けた針、スピニングベイト、取り付けた釣糸及びはりす、うき（コルク、ガラス、羽軸等）（発光うきを含む。）、糸巻枠、自動魚刺器具、取り付けた魚釣用のリング（貴石製又は半貴石製の取り付けたリングを除く。）、おもり並びに<u>外付けのクランプ、クリップその他の器具に取り付けられた釣りざお用の鈴</u></p> <p>(4) (省 略)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略) (b) (省 略) (c) (省 略) (d) (省 略) (e) (省 略) <u>(f) 外付けのクランプ、クリップその他の器具に取り付けられていない、魚釣具に使用する卑金属製の非電気式ベル（83.06）</u> <u>(g) クレー（95.06）</u></p>	<p>95.07 釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおとり具（第 92.08 項又は第 97.05 項のものを除く。）その他これに類する狩猟用具</p> <p>(1) (省 略) (2) (省 略)</p> <p>(3) 釣りざお及び魚釣用具：釣りざおは、各種の寸法及び各種の材料（竹、木、金属、ガラス繊維、プラスチック等）製のものがあり、1 本のものと継ぐものがある。魚釣用具には、次の物品を含む。すなわち、リール、リール取付具、擬似餌（例えば、模造の魚、毛ばり、昆虫及び毛虫）、擬似餌を付けた針、スピニングベイト、取り付けた釣糸及びはりす、うき（コルク、ガラス、羽軸等）（発光うきを含む。）、糸巻枠、自動魚刺器具、取り付けた魚釣用のリング（貴石製又は半貴石製の取り付けたリングを除く。）、おもり並びに<u>支持具に取り付けた釣りざお用の鈴</u></p> <p>(4) (省 略)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略) (b) (省 略) (c) (省 略) (d) (省 略) (e) (省 略)</p> <p>(新 規)</p> <p><u>(f) クレー（95.06）</u></p>

関税率表解説改正（案）

新	旧
<p>96.03 ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) (省略)</p> <p>(C) (省略)</p> <p>(D) モップ及び羽毛ダスター</p> <p>モップは紡織用繊維製のひも又は植物性繊維の束に柄を取り付けたものである。その他のモップには、柄に連結されたフレームその他のベースに取り付けられた紡織用繊維その他の材質でつくられたモップヘッドパッドから成るものもある。これらには、汚れ又は液だれの清掃、床掃除、皿洗い等に、乾いたまま又は湿らせて使用されるダストモップ、スプレーモップ及びスポンジモップが含まれる。</p> <p>羽毛ダスターは羽毛の束を柄に取り付けたもので、家具、棚、商店の陳列窓等のちりを払うのに使用する。その他のタイプの羽毛ダスターには、「羽毛」の代わりに、羊毛、紡織用繊維等が柄に取り付けられているものがある。</p> <p>この項は、単独で提示される、ハンドクロスとして使用するよう又はモップヘッドフレームその他のベースに取り付けるよう設計された紡織用繊維製のクリーニングクロスを含まない（第11部参照）。</p> <p>(E) (省略)</p> <p>(F) (省略)</p>	<p>96.03 ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) (省略)</p> <p>(C) (省略)</p> <p>(D) モップ及び羽毛ダスター</p> <p>モップは紡織用繊維製のひも又は植物性繊維の束に柄を取り付けたものである。床掃除用、皿洗い用等に使用する。</p> <p>羽毛ダスターは羽毛の束を柄に取り付けたもので、家具、棚、商店の陳列窓等のちりを払うのに使用する。</p> <p>(E) (省略)</p> <p>(F) (省略)</p>